

所有者不明農地の探索について
公 示

下記農地は農地法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 33 条第 1 項に該当する農地であるの
で、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基
づき公示する。

令和 8 年 2 月 26 日

宇検村農業委員会会長

石原 将央



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報
宇検村平田 阿室増 2043 番	畑	577	所有権	第 33 条第 1 項	盛宮 一仁

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作
の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農
地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農
地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となること
が確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地につ
いて、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第
2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は